

第26回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 平成28年8月10日(水)

招集場所 江府町防災・情報センター

開 会 午前 9時30分 会長宣言

出席委員(12人)

1番	中田 泰	8番	佐藤 誠
2番	見山 収	9番	清水 干城
3番	宇田川 潔	10番	石原 一男
4番	松原 憲治		
5番	長尾 保	12番	上前 梅夫
6番	宇田川 保	13番	川上 博久
7番	谷口 一郎		

欠席委員(1人)

11番 一二三八郎

職員及び関係者 局長 下垣 吉正
主査 松原 順二

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案	農用地利用配分計画(案)について
第2号議案	平成28年度秋の農作業標準賃金(案)について
第3号議案	土地改良法に基づかない農地の整備について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前 9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

3番委員 宇田川 潔 6番委員 宇田川 保

うのが今回の物でございます。16ページ目にカラーで地図を付けておりますが、見て頂きますと、農業地図という事で、今回出ました農地利用配分計画の大まかな農地の位置、貸し借りされる農地の場所等を図にさせて頂いております。この中で黒の点線で囲んである部分が〇〇〇〇〇〇〇〇〇様がこの度農地中間管理機構から貸付を受けられる農地でございます、青の点線で囲っている部分が〇〇〇〇様がこの度中間管理機構から借りようとされている農地です。ほとんどが杉谷なんですけれども、一部大字美用、宮市と言った、赤の点線で区切っておりますのが字界です。このような形でこの度農地利用配分計画が出ております。まず〇〇〇〇さんについてなんですけれども、5ページ目をご覧頂ければと思います、5ページ目の方に、〇〇〇〇さんの権利取得後の作付け面積等の詳細が載っております、水稻、蕎麦、景観作物合わせて6haを今後権利取得後は作って行かれるという事でございます。水稻が4.7ha、蕎麦が1.1ha、景観作物が1反5畝程度でございます。今27名の方が法人で組織されていらっしゃる様でございます、農業機械等はまだ法人が出来たばかりという事で、購入自体はされていませんが、会員皆さんが持っている農機具等で農作業をされる予定の様です。6ページ目に個々の会員様の構成状況が載っております。もう一方〇〇〇〇さま、8ページ目をご覧頂ければと思います。〇〇〇〇さまは年齢もここに書いてありますが、32歳の若い方で、権利取得後は1.1ha程、主に貸し借りをされるのは田んぼなんですけれども、実際作付けされるのは野菜、有機農法等に取り組んでおられまして、個人で申請が挙がっておりますが、〇〇〇〇〇〇〇〇という法人ではないんですけれども、そういうグループも作られて農作業に取り組んでいらっしゃいます。こちらの方は基本的には1人で貸し借りをされるという内容となっております。後9ページ目以降がそれぞれの、筆ごとの面積なり、賃借料なりの内容でございます。一応5年までという期間で、32年12月31日までの契約で、中間管理機構からの借り受けをされるという予定です。1反あたり6,000円の賃借料、〇〇〇〇さん、〇〇さん合わせて同じ賃借料で権利設定を計画されていらっしゃいます。以上の様な案が提出されております。

議長： ただ今、議案第1号の説明がありましたが、これにつきまして何かございますか。

13番： 1つだけ良いですか。今確かに農地が集積されていますけれども、まだ集積されていない所がある訳ですけど、その辺の見通し、その辺はどんな状況ですか。

事務局： 詳しくは聞いてはおりませんが、おそらく増やしていかれる計画で有ると思います、ただ、なかなか農地が、中間管理機構が預かるにあたって、農地の権利が相続登記されてないと、きちんと出来なかつたり、中間管理機構が預からなかつたり、或いは相続登記されていなくても、権利者の権利を有する方の2分の1の印鑑がないと利用権設定できない場合もありまして、この度、ある方の農地をここに貸し付けたかったんですけれども、権利設定が、相続登記が旨くいってなくて、この度中間管理機構に載せられなかった農地もありました、そういった所を今後整理して、うまくいけば、〇〇〇〇さん

を通すとそういった手間を、機構がしてくれるので、安心して1本で入って来るというメリットが有ります。出される方も機構がワンクッション入りますので、直接トラブルではないですけれども、ワンクッション入りますので、その辺りも良いかなという事もあります。手続き的には事務的な処理は増えますけれども。

議長： ○○○○さんには、中間管理機構に出すことによって特典がかなりある様ですけれども。どれくらい入るのですか。

事務局： 利用集積金というのが出ていまして、今年度出されてまだ確定はしていませんので、今回また利用権が出れば機構が報告して最終的に確定になります。まだその辺りが出ていませんので。ここに集積金の資料が、昨年よりは実は下がっているんですけれども。

議長： 他にございませんか。他に無い様でしたら、議案第1号、農地利用配分計画（案）について、賛成の方は挙手をお願いします。

委員： （全員挙手）

議長： ありがとうございます。賛成ですので原案どおり承認したいと思います。続きまして、議案第2号、平成28年秋の農作業標準賃金（案）について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局： 17ページをご覧頂ければと思います。秋の農作業賃金という事で、毎年秋に賃金を決定して頂いているんですが、案という事で18ページにあげさせて頂いておりますが、これは27年の秋作業の賃金と案的にはここに計上させて頂いているものは変えておりません、19ページに農作業賃金の算定資料という事で近隣市町村の状況を載せさせて頂いております。27年秋日野郡の他の、日野町、日南町さんはまだ決定されていませんで、大山町さん、南部町さん、米子市の方は春に年間の農作業賃金を決定されております。この表をご覧いただければ、表のとおりでございまして、江府町が設定する単価より高かったり、低かったり、さまざまでございます。草刈り等の単価につきましては、決めていない所は空白にしております。後参考という事で、秋の農業公社様が設定している、委託経費の単価を載せております、江府町の場合は圃場整備田と未整備田で単価を分けておりませんが、対外の市町村が圃場整備田と未整備田で単価を分けられている様でございます。米子市の旧淀江町管内では面積に応じて単価を変えていると言う様な単価の設定をされたり、後農作業の賃金も自給で850円と示されている所もございます。あくまで目安という事でございまして、今のところは現行通りと言う様な案であげさせて頂いております。

議長： 28年の秋の賃金も昨年と同じ、という案に成っておりますけれども、これにつつま

して、何かご意見がございますか。よろしいですか。

委員： はい

議長： それでは意見がありませんので、議案第2号、平成28年秋の農作業賃金（案）について、賛成の方は、挙手をお願いします。

委員： （全員挙手）

議長： ありがとうございます。原案どおり承認いたします。続きまして、議案第3号、土地改良法に基づかない農地の整備について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局： 20ページ目をご覧頂ければと思います。この度2件ほど土地改良法に基づかない農地の整備、窪直し、こちらの方の申請が2件ほど出ております。1件は宮市の〇〇〇〇さま、もう1件は農業委員の見山様から出ております。内容につきましては、21ページ、22ページに掲載させていただいておりますが、〇〇〇〇様の件につきましては、先月の農業委員会総会で農地法の第3条で今回窪直しを計画されておられる圃場の権利を全て〇〇〇〇様に農地法の3条で決定して頂きましたので、所有権移転をすでに済ませておられます。すでに農地の売買もされていらっしゃるし、登記の方も完了して〇〇〇〇様に成っていると聞いております。こちらの農地、6つの田んぼが有るんですけども、それを2つに集約したいという希望がある様でして、21ページ目に図面を載せさせて頂いております、場所は先月も説明いたしましたが、〇〇から〇〇に抜ける町道がございまして、〇〇〇の高架下を潜った直後の農地でございます。申請地の上にあるのが〇〇〇でございまして、向かって下側が〇〇に行く道、上の方に行く〇〇〇、国道の方に抜けると言う様な場所でございます。写真の3番を見て頂きますと、町道や農道よりも一段低くなっている様な農地でございます、中に農機具小屋も建っているんですが、完全に樹木が生い茂っているB判定の農地でございます、こちらの農地を実際には下の様な形で、何筆かをまとめて、盛土と言いますか、土砂を搬入して1つの窪にしたいという計画がある様でございます。ここの図面には記載しておりませんが、農地の中に水路が入っておりまして、これについては今回認められたら、今後建設課と水路の付け替えについての協議に入られ、最終的にはそれらの登記とか、そういった物をすべて自費で、今回の圃場整備についてもすべて自費でされるという事でございます。将来的に田んぼに治ったら水稻の作付けをされるという事で、遊休農地の復旧を自費でされるという様なケースでございます。1件目はこの様な事例でございます。もう1件目は22ページ目に資料を付けさせて頂いておりますが、これは見山委員さんがいらっしゃるんですが、苦塚です、助沢に入るトンネルの手前の農地でございますが、昨年〇〇様から見山様に所有権移転されまして、その農地2窪をここの図面にも記載し

ておりますけれども、畔を取って1枚の田んぼにされるという計画でございます。これも自主施工でされるという計画でございます。以上です。

議長： 補助金なしで、自費で全部されるというのは、なかなか出来ない事をされるな、と思います。これにつきまして委員の方のコメントをお願いします。見山委員。

2 番： 宮市の分につきましては、先月協議して頂きました、本人がされるので充分だと思えます、本当は水路の関係あったんですけども、水路はこの図面の際ですけども、色塗りの際の方に付け替えるという事で、遊休農地が有効に使えば良いと思います。泥は工事で出て来ますので、そこから持ってくると思いますので、埋めるという事で使いやすくなるにはないかと思えます。

議長： 町の補助金みたいな補助事業と言う物は無いのですか。そう言うのは無いのですか。自費で全部すると大変な事に成る。

局長： あくまでも土地改良法に基づく物ですので、今まで佐川の方でやっておられる方も基本的には自費で、佐川の方は白地の部分もございましたので。

2 番： 私の分は私がしますので、〇〇さんから買った農地でして、見てのとおり格好も悪いし、畔を取ってすればいいかなと思って、若干うちの方が5センチ程低いんですけど、美用の牛の堆肥の泥化に成った部分を入れて貰い様にして、美用の〇〇君もしてもらっても良いという事で、秋に、今は国道の工事もしていますので入れないので、それが終わってから入れてくれるという事ですので、今年中には出来るのではないかなと。

議長： ブルの均平とかはされずに、堆肥か何か入れて高さを合わせられると、5センチも違うんですか。

2 番： 5センチ、調べてもらったら。

8 番： ちょっと質問して良いですか。見山さん、あれは、水はどこから引いているのですか。

2 番： 昔の近藤井手からずっと。俣野川の方から。

7 番： 助沢に向かって右の方から。

8 番： いつもあそこを通ってみるのに、どこから引いているのかと思っていました。

7 番： 上の〇〇さんの所は、田んぼにしたけど、田んぼに水利権がなくて出来なかった。田

んぼにしたけど水がもらえなかった。今まで有った所は良いけれど、新たに作る所は水利権の問題が有って貰えない田んぼが有る。結局下蚊屋の方から引いている。

議長： 他にございませんか。無いようでしたら欠を取りたいと思います。議案第3号、土地改良法に基づかない農地の整備について、賛成の方は挙手をお願いします。

委員： （全員挙手）

議長： ありがとうございます。原案どおり承認いたします。これで議事は終わりましたので、その他に入りたいと思います。その他の第1、農地パトロール（利用状況調査）について、事務局説明をお願いします。

事務局： 資料1をご覧頂ければと思います。資料1の出発式の曜日を間違えておりました、手書きで直しておりますが、8月26日金曜日でございます。実施時期についてなんですが、先般の総会でも8月から実施をお願いしたいという話をさせていただきまして、ご了承頂きまして、8月末から出発式をという事でございました。関係機関に事前に依頼する必要があるが、総会前ではあったのですが、8月26日金曜日という事で、農地部長の川上さんと、会長さんとで協議いただきまして、この時間に出来ればさせて頂ければという事で設定させて頂いております。実施機関につきましては、11月11日までの間で農地パトロールと利用状況調査を全て完了出来ればという計画でございます。今回の利用状況調査にあつては、昨年度実施して頂きました利用意向調査、A判定、B判定ではなく、A判定とされた遊休農地について、農業委員様のご協力によって、それぞれ地権者様を回って頂いて、利用意向調査を実施して頂いているんですが、こちらが半年間経った後に、実際にその意向通りにされていらっしゃるか、という事の確認をしなければならぬ事に成っております。こちらを確認して頂いて、もし何の意思表示もされない場合には、前回もお話ししましたが、固定資産税の課税強化、農地中間管理機構と協議しなさいと言う勧告を農業委員会がしないといけない事に成っております。もしそういう事に成った農地は、固定資産税が来年度から1.8倍程度上がるという様な制度がスタートしております。その為、利用意向調査を実際に去年して頂いた部分が本当に、自ら耕作をされると言われた所は自ら耕作をしておられたら何の問題もないんですが、自ら耕作をされると言われて実際には耕作放棄に成っていたり、或いはよくある回答が、農業委員さんに任せると言う回答が多かった様でございますが、こちらの方だった場合に、では農地を今後農業委員会、或いは中間管理とか、いろいろどうして行くのかと言う話を進めて行かないといけないという事もございます。そこら辺りを利用状況調査と合わせて確認のお願いが出来ればという事でございます。本日今年の纏めたところのまだ用意できておりませんが、農地パトロールの出発式までには準備させて頂ければと思います。話が前後しますが、出発式自体は26日金曜日の午前9時から開発センターの方で例年10月にされていらっしゃる内容とほぼ同じですが、今のとこ

ろは、町長、議長様、J A江府支所長さん等に来ていただく予定にしております。実施者につきましても農業委員会以外でも、J Aさん、共済さん、県日野振興センター、後農業会議からも倉升さんと森井さん2人来ていただけると言うお話を聞いております。班編成につきましては、既に例年廻っておられますので、ここは変える事無く、一応案という事でさせて頂いております。2ページ目は出発式の次第、3ページ、4ページが農地パトロールの実施要領と言う物を平成24年に作っておられまして、この度、その1部を改正させて頂ければという内容でございます。内容につきましては今年の6月に県の農業会議、これは全国なんですけれども、6ページ以降に改正された農地パトロールの実施要領のコピーを付けさせて頂いておりますが、文言等が農地利用最適化推進委員、まだ江府町は移行しておりませんが、そう言った新しい最適化推進委員さんが入ったり、後中間管理に勧告するとか、先程の課税強化の関係で有ったり、そう言った文言が加わった物について他出抽正させて頂いている内容でございます。根本的な物は基本的には実施要領自体は変わっておりませんが、それに合してこの様な内容で、国の方が変えた実施要領に合わせて町の方の要領も一部改正させて頂ければという内容でございます。改正しました最終的な形の案が4ページ、5ページでございまして、最終的にはこういう形にさせて頂ければと思います。4ページ目を見て頂きますと、先程変わったのが9月～11月までが農地パトロール月間としていました、前回の農業委員会の総会で決定頂きました8月～、1か月前倒しでさせて頂いております。後は3条の方に(7)(8)という事で、太陽光パネルとか云々が、後農業者年金の利用状況の確認と言うのもありますけれども、こちらの方はそんなに件数が有りませんので事務局で確認する内容ですが、こう言った物も新たに加わっておりますので、付け加えさせて頂いております。その他については3ページを見て頂いた方が分かりやすいかもしれませんが、文言の修正、農地最適化推進委員が加わったと言う様な内容に変えさせて頂ければという内容でございます。後は今年度の農地パトロールのスケジュール的な物ですが、こちらにつきましては20ページをご覧頂ければと思います。20ページに図が書いてあるんですが、8月頃利用状況調査まあ農地パトロールですね、これを実施して頂きまして、11月11日までと案ではさせて頂いているんですが、それまでに今年度の新しい、昨年もされたような利用意向調査、新たにA判定と成ったり、BからA判定というのは余り無いかもしれませんが、耕作中からA判定に成ったりと言う、新たな農地が発生した場合に利用意向調査というのをまた新たに出す必要がありまして、それを最終的には11月末までに出す必要があります。今年度、先程説明させて頂きました通り、昨年度された利用意向調査も実際の実施状況を確認して頂いて、それが意向表明されていなかった農地につきましては、農地中間管理機構と協議する様に勧告を農業委員会としてすると言う事が12月までに必要になっております。そう言った農地が有りましたら税務当局に報告すると言う様な内容でございます。その後11月末までに、今年度新たに出了た利用意向調査の意向表明の期限が11月末まで、でまた今度は来年の8月の末までに意向どおり実施されているかの現地確認を利用意向調査に合わせてすると言う様な流れの繰り返しに成ると言う事でございます。この実施要領の中で変わった点が何点か

ありまして、変わった点が赤でアンダーラインが引いてある箇所が今年度から変わった内容です。大きなところだけこちらの方で説明させていただきますと、13ページ目に調査の実施、という欄がありまして、基本的に農地利用調査は管内すべての農地を対象にするとなつていますがなおB分類となつた耕作不可能な農地でも非農地判断をしていなければ利用状況調査の対象となる、という事で、従来は農地パトロールからB分類は外していたんですが、うちの方はまだB分類を全て非農地証明という事で所有者さんに通知をしたり最終的には非農地という取扱いにはしていないと思いますので、一応こういった農地も対象となるという事です。実際には確認するまでもなく、おそらく現状が変わるという事は無いと思うんですが、この様な実施要領に変わっております。後は細かい事務的な内容でございますので、改めて説明は致しませんが、また一通り目を通して頂ければと思います。また1ページ目に戻って頂いて、例年農地パトロールをされる前に農地パトロールの推進会議と言う物を農地部会さんが中心となつてして頂いております。この日程につきましても、出来れば8月26日までの何日かで設定して頂ければ良いかなと思います。通常は前日にしていらっしゃったようですけれども、25日はご都合が悪いという事もございまして、出来れば20日の週当たりで調整して頂ければと思います。

議長： 説明いただきましたけれども、差し迫っておりますので。

12番： ちょっといいですか。8月26日金曜日、私的な事ではないんですけれども、前から明德が開かれて、この日に新しい町長が施政方針演説みたいな事を予定しているんです。川上さんも、私も、一二三さんも明德の会員ですけれども、いかなものかなと思って。26日、私的な事なら何も言わないですけれども、公の日程の行事ですので。どうかと思って。

議長： 明德は木曜日ではなかったのですか。金曜日ですか。

12番： 町長さんの都合で26日でないと。新しい施政方針演説だから、皆が期待している。

事務局： 農地パトロールの出発式は町長さんは一応オッケーという話は総務の方からは貰っているんですけれども。

12番： 話は10時からです。

事務局： 出発式だけ出て頂いて、必ずしも農地パトロールの出発式の日には農地を全部回る訳ではございませんので、出発式だけさしてもらっては出目ですか。

12番： そう言う事しか及ばないでしょうけど。一応それなりの配慮がして欲しかったなど。この日は共済の、私は5番目ですけども、配車が共済者とかあるいは県農業共済から来られると言う様な予定もありますね、せっかく来られたらこの日にパトロールをしたいという、ただ出発式だけで帰ると言う事は先方に大変不都合なことだと思ふ、せっかく来てもらったのならその日、1日パトロールをしてもらって、出発式だけで今日は返ってください、次の日に今度はしますので来てください、と言うのは都合がいいのではないのかなと、非常識ではないのかなと。5番は私と佐藤さんですから、その点は良いのですけれども。以上でございます。

事務局： 26日はすいません明德学園の事は全く私が考慮しておりませんでした。大変申し訳ありません。

12番： 川上さん明德の生徒だから、川上さんが計画をするのに気を付けないと。

13番： すいません。そうですね。

8番： 局長、駄目な場合はまた周知して頂ければ良いので、他の事良いですか。周知の話なんですけれども、今言われた様に、出発をするまでに、現地調査までに、もう1回きちんと、我々は、これをどうするか、こういう風にしましょうという話をしないといけない、最近、2、3人に聞かれているんですが、このままにしておくのと税金が高くなるそうだけど、という話はある程度の人には知っている、全く知らない人も結構いて、それから上がる者は上がるけれどどれくらい上がるか、まあだいたい1.8というのが数字に出ていて、正確にその通りに成るかどうかは分からないけれども、大体2倍近くの課税が掛かってきますよと、言う様な事を聞かれた人には言うのだけれど、大半の者は知らない、これをどうやって周知するか、それまでに、そうしておかないと、その時に相手の判断が付かないと思います。そこら辺の所を農林課の課長もおられる訳だから、農業委員会だけでと言うのはなかなか難しいかもしれないけれども、まず周知をしないと、相手に、こういう事になりますよという事を大半の人は知らない、そこら辺の事をきちんとしておかないと、現地調査をするのはするけれど、まわってもどうにもならないという事に成らないかちょっと心配です。

議長： 情報としてはこの間の町報に載せています。今回は去年したところの、いわゆるA判定で意向調査をしたところに行った時にそう言った説明をその人には出来ると思います。

8番： それは出来るけど、行ってみたらB判定の所でこうなっていると思うんです、そこら辺の所は本人がはら入れがしてないというか。

事務局： こちらの農業会議が作ったパンフレットを見て頂きますと、課税評価の対象に成る農地は、まずA判定の農地でございます、A判定のうち利用意向調査、去年農業委員さんに回ってもらった農地で、その利用意向調査に自分でも耕作しない、誰かにも預けない、中間管理にも出さない、と言う何の意向も示されなかった方に対して、農業委員会がそう言った方に対して、何の意向も示されない、要は放置ですね、された方に対して農地中間管理機構と協議してくださいと言う勧告をした農地が課税評価の対象となります。例えば農地中間管理機構が仮に預からなくても、農地中間管理に出すと言われてたり、農業委員会さんに任せると言われてたり、何か意思表示をされたら課税強化には成りませんので、むしろB判定は全く対象外です。何かおかしい話なんですけれども。なかなかこの説明が佐藤委員さんの言われるとおりに、理解して頂くのが難しい面もありまして。納税金が遊休農地だと高くなってしまおうというという様に囚われるとちょっとあれなんですけれども、あくまで何の意向も示されない農地になりますので。

13番： 1つだけ。パトロールの前に事前説明会をするわけなんですけれども、その時には去年の意向調査で自分で作りますよと言う所があったと思うんですけれども、そういう所の資料も合わせて、事前説明会にリストを出して頂けたら、去年と比較してどうだったと言うのが、パトロールをしながら分かりますので、そういう所も。

8番： 本人がおられれば良いけれど、施設に入って返ってこないとか、仮におられてもここに家の畑が有るか。と言う様な事も無い事は無いので。

13番： 去年意向調査で自分の所で作ります、と言われた所があったと思いますが、うちの所も何件かありました、そういった所もリストで出して貰って、そういう感じで説明会を。

1番： 質問良いですか。今の事に関して、ですけれども、去年の意向調査に例えば、農業委員会、委員さんにすべて相談する、任せるとかと言う分を、また今年も意向調査に成るけれど、その時に同じように相談します、と言うのが通るか通らないか。

事務局： 昨日もそのことで会長さんと話したんですけれども、そういう聞き方をしたら、この前同じことを半年前に言ったのに、また同じことを農業委員は聞くのかという話に成るので、そこについては、その農地が余り無いとは思いますが、自ら作られたり、人に貸したりしていたら問題ないんですけれども、現状のままであれば、こちらの方で何らかの手立てを、貸し借りを斡旋するとか、中間管理に出すとかと言う手立てを考えて行かないといけませんので、同じように聞くというのはちょっといけないのではないかなと思っております。

議長： 去年、事務局長がサンプルを作っていて、その他の所に農業委員会に任せると書いたんですけれども、それは本人が農業委員に任せますと言ってくれたので、それは意思表

示なんですよね、今聞くと同じ事なんです、もうそれは終わっているんで、それは農業委員会の問題になってしまうんです、農業委員会はその後どうしたんだと言う話なんですよね、やっぱり同じことを聞くのは、聞かなくても良いのではないかという気はしているんです。

1 番： 中間管理機構に預けましたという事で、農業委員としては。

事務局： 中間管理が預かどうかも協議していない状況です。

1 番： そういう事に成った場合に、極端に言えばB判定に成るのか成らないのか、結局作る人が居なくなったらそのままになると思う。確実に。その辺をどうするか。

事務局： そこはもう少しうちの方で整理をさせて頂いて、今度の推進会議にはこういう形で、と言う物を出さしてもらって、聞き方も考えないと。

議 長： 去年やってみて感じたのは、ものすごく小さな面積も全部上がっているんですね、わずかな面積も、そこまでしないといけないのかなと言う感じはしたんですけれども。

2 番： そんな小さな田んぼは落とすわけにはいかないのですか。

事務局： 非農地証明が出来れば農地から落とせます。

8 番： そちら辺の扱いを次の会までに議論して頂いて、こうしましょうという風にしてもらえば今日の所は良いのではないですか。

7 番： AとBの判定のややこしい所もあって、こっちがBと言ってしまうとそれかも知れないが。

議 長： 最終的には農振から外して、非農地証明を出して、それが先だと思います。なかなか農振をはずすと言うのは農業委員会では出来ない所もあるので。

局 長： 最終的には農振計画にたどり着くのですけれども。

義 長： それでは事前の推進会議の日にちを決めるという感じで、26日はいろいろあったのですがすると言う形で、出発式のセレモニーはすると、後の委員さんで用事のある方は対応を考えていただくと、推進会議の日程を決めておかないと。

6 番： いつもは前の日の4時頃、夕方ですけれど。

議 長： 25日はどうですか。夕方。

事務局： 22日でも23日でも。

13番： 良いですか。前日の24日か25日に打合せ会議をしたい訳ですが、江尾原団地でムカデ芝をしているんですが、その辺の状況を24日か25日に県と中部と西部で調整会議とかで巡回しながら調整会議と言う物がございまして、それがどちらかに成る予定なんです、申し訳ないんですけども、巡回が25日なら会議を24日の夕方に、巡回が24日なら会議を25日の夕方という事で、どちらかにさして貰うという形で良いでしょうか。

9 番： それは良いですけども、連絡をして下さい。

13番： 連絡をしてもらいますので、私の方も気にかかっている、県の方から言われまして、本当は今月する予定でしたが流れてしまって、事務局から連絡をもらいますので、24日、25日どちらかに。

事務局： まだ決まってない様でしたらこちらの方から県の方に頼んでも良いですけども。

議 長： 24日か25日どちらかでという事で調整してもらって、早めに連絡をもらって。

13番： そういう形で、申し訳ないですけども。

議 長： 水、木、4時から、という事で了解いただけますか、24日、25日どちらかの午後4時から、どうしても都合の悪い方はいらっしゃいますか。後で農地部長さんにおっしゃって。

2 番： 場所は、開発センターですね。

事務局： 開発センターです。

議 長： 次に行きたいと思いますが、3番目に行きます、新たな農業委員会の組織等の検討について、という事で、この間の総会で農政部会の方で検討して頂くという事で、先般集まり詰めました、部長の一二三さんが欠席でございまして、私の方から掻い摘んで説明をしたいと思いますが、資料2を見て頂いて、8月2日に農政部会7名と長尾保職務代理8名で、いろいろ議論をして検討をしました。一応案として検討案と言う物を作った訳でございまして。農業委員会の定数、現行と検討案とありますけれども、現行は、現

在13名、選挙10名、推薦3名、前は土地改良区から1名で14名でしたが土地改良区の推薦がなくて13名という事で運営しているんですけども、検討案は従来の地区割りの選挙10名にもう1人増やすという事で、11名にしたいという事です、その人は、農業委員会の業務に関して利害関係を有しない者、いわゆる非農家の学識経験者と有識者、そういう人も入らなければならないという事に成っておりますので、その方を1名、女性も農業会議は2名と言っているんですけども、少なくとも1名は入る必要がありますので、女性はその10名の中に入るという風に理解をして頂いて、いわゆる有識者1名で11名という案でございます。それから、新たな農地利用最適化推進委員さん、これは面積要件で人数が決まっております、どの面積を使うかで人数が変わるんですけども、やっぱり最新の農林業センサス2015の経営耕地面積473haを使うのが妥当ではないか、全国的にも大体皆さんセンサスを使っておられますので、江府町だけ農家台帳で人数を出しましたと言うのも如何な物かという事で、農林業センサスを使うという事になりますと、経営耕地面積が473haでございます、100haに1人という事で5名という事です、推進委員さんは5名という案でございます。一応地区割的には、江尾・日光2名、米沢2名、神奈川1名の5名が、地区代表で推進委員さんに成って頂くという事でございます、結局推進委員さんと農業委員さんの役割分担という事に成るんですが、基本的には両方一緒になってやっけて行かないと出来ないという事で、会議等の法令事務、例えば利用権設定とか転用とかと言うのは推進委員さんには入らないんですけども、オブザーバだけなんですけれども、いろんな調査とか地域の意向とかそういうのは一緒になってやっけて行くという基本的な考えで、地区割りを更に考えなければいけないという事です。地区割りとして現在13地区割り、江尾4名、日光2名、米沢4名、神奈川3名、旧村の配分に成っておりますが、農業委員と推進委員は一体となって取り組む者という事で、推進委員の割り当てが少ない地区を農業委員で補うと言う地区割りをするとする基本的な考えでございます。報酬がございまして、現行がここに書いてあるとおりですが、推進委員さんも大体他所の町村を見ても同じという事で、農業委員さんと推進委員さんは同額という風にしてあります、ただし月額報酬はここに書いてある通りですけども、それとは別に活動に応じた費用弁償措置を講じる事を町に求める事が出来る、いわゆる農地パトロールをした時の日当ですね、そういう物は報酬の中に含まれるのではなくて、日当だけはもらっても良いのではないかとこの案でございまして、これも新しい町長と話さないといけないんですけども、旧町長は諮問会議を設けて、いろんな立場の人と検討会を開いてと、言う様な話もありましたけれども、いずれにしても農業委員会が案を作って、どこに出してもおかしくない様な案で無ければいけない、という事で今回この案になった訳でございます。概要はそうなんですが、2ページ目以降たくさん資料が付いておりますが、これは農業会議が作った資料でございまして、遅くとも9月、2ページの下の方に赤で線を引っ張っております様に、遅くとも9月上旬にはそれぞれ決議案を作成して、首長さんに要請するという事を考えております。条例の改正とか予算編成に支障のない議会上程時期として12月の議会に条例改正をするというスケジュールでございまして、3ページ、4ページ、

これは農業会議が考えた、例えば4ページの赤と青の枠が有りますが、これが1つのパターンに成っておりまして、例Aの場合は農業委員の数が推進委員の数より少ない場合の地区割り、ダブってというか、地域割りも考えなければいけないので、その辺を考慮しながら考えると、それからBが農業委員の方が推進委員のよりも多い場合、うちとか大体多いんですけれども、そうした場合の地区割りはこういう風に考えたらどうだろうと言う様な、がっぴつさせてしますので地区割り上手く調整しながら出していくと言う考えです。Cが一番理想的ですけれども、農業委員と推進委員が同じ数であればそういうような事になります。5ページには日南町で検討された7地区のブロック、旧町村でしておられますけれども、7地区に分けて考えられているという事でございます。後6ページ以降はルールというか規則みたいなもので、これらを参考にしながら今回決めたという事でございまして、12ページには中四国管内の決まっている所の例が載っております、13ページは鳥取県の中で19市町村ございますけれども、その中の農業会議が検討した数でございます、日野町と日南町は既に赤で入っております様に決まっている訳です。日南町さんは13名が農業委員は10名推進委員が9名、19名であると、日野町も今まで11名だったのを農業委員が5名に減らして推進委員は面積が小さいものですから3名に減らして、11名が8名に成ると言う事で全体的には減る事に成る、江府町はこの時点ではクレスチョンマークが付いていますが、今回検討したのが農業委員が11名推進委員5名、16名体制で、という事の案でございます。これにつきまして何かご意見はございますか。

13番： ちょっと良いですか。今の農業委員会の定数ですけれども、法律によりますと、農業委員会では認定農業者を1名以上とか、それらか利害関係を含まない1名以上というのが有りますね、この辺の事を考慮しなければいけない様な感じがするんですけれども、農業委員の定数は、認定農業者とか、確かに地区の方から1人1人も大切ですが、この認定農業者、利害関係を含まない人をどう扱うか、どういう風にその枠の中に入れて行くか、とても大事だと思うんです。これが1つと、それから費用弁償の件ですけれどもこの件は3年前に竹内町長と話を持った時に、竹内町長の方から議会の方も費用弁償を無くする様にするから、農業委員も費用弁償をなくする方向でお願いしますと言われて、それで合わせて同意して、分かりましたという事に成ったんですけれども、今現在議会の方で費用弁償がどうなっているかは分からない訳でけれども、議会の方もそういう形を取られたら農業委員会の方も費用弁償のお願いをしたら良いと思うんですけれども。ちょっと2点引っかけた所です。

議長： 確かに有識者、利害関係のない人、なかなか難しい、してくれる人はほとんどいないかなという感じもしますし、女性も1人選ばないといけないし、それも1人以上は選ばないといけないですからね、有識者の人は非農家の方で、という事になれば地域の地域割には出来ないと思うんです、全体を見てもらう様な形で、全体で1人という様に有識者の人はなると言うんです、女性は農家の人に入ってもらって地区割りにも参加しても

らって、そういう形に成るかと思います。

13番： その辺の事を考えないといけないような気がするのです。

議長： 今回の有識者の方は1名追加と言う様な形で、10名プラスその人が1名入るという事で11名、10名は今まで選挙で地区割りをしていました、それは残して、認定農業者は本当に難しい話で、江府町は2人と法人かわばたさんと宮市法人さん4人しか居なくて、下垣さんはとても出来でいと言っておられたし、認定農業者を入れるのは至難の業ですが、農業会議も準ずる人で良いと、ちょっと緩和しています、絶対に認定農業者でなくても良いという風には言っています。言ったとしてもなかなか難しい。

事務局： 7ページの下の方に書いてあります。認定農業者及び準ずる者で過半数みたいな、認定農業者がいらっしゃらなければ、集落営農の役員とか、指導農業士さん、遠藤功さんとかそういう方ですとか、うちの場合はちょっと。

議長： そこはなかなか額面通り入れるというのは難しいので、それに準じた方という事で、農業指導ですか、そういう方でも入ってもらって、有識者の人は本当に必要だとは思いますが、自分がしようかと言う人は本当に、これは自薦他薦は問わない様ですけども、だれかおられないかなと言う感じはするんですが、女性もしかりですね、1人は入れないといけない。

13番： 1名以上、2名が理想ですけども。

議長： 2名は理想ですけども、2名は難しいと思います。

13番： 駄目なら推進委員からでも、どちらでも良いですね。

議長： この案が良ければ、町長にお話をするとするか、農業委員会の案としてはこの考えですけども、町長どうされますかという話に持って行かないといけない、町長がまた新たな組織を作ってやると言われたら、うちの意見としてはこうですよという話をして、農協さんが入ったり、議員さんが入ったりすることですかね、諮問会議となれば、うちがうちで作っておかないといけない訳ですから。

13番： 推進委員と言うのは農業委員が任命する訳ですから、ある程度どういう形であればいいか、その辺も検討するべきでしょう。地区で任命して農業者の関係団体に推薦お願いしますとか言う様な公募とかいろいろな方法があると思います、そのやり方とかは農業委員会を考えないといけない事だと思いますので。

議長： やり方も詰めないといけないという事もありますね、なかなか自分からやりますと手を挙げる人はいないと思いますので、地域の推薦とか、誰かの組織の推薦とか、そういう形にしてもらわないといけない、根回しとかもしておかないといけない様な感じもしますが、日野町にしてもどういう風に、大分根回しを農業委員でされたみたいですが、でないと中々ならないと思います。何れにしましても農業委員は会議の法的な部分はするんですが、それ以外の部分は一緒になってするんだと言う地域割りにしないといけない。

13番： 中山間地域ですからその辺も考慮しながら、大変ですから考えないといけないと思います。

議長： それでは、一応この間検討して頂いた、農政部会の案につきまして、よろしいですか。

委員： はい（全員）

議長： では、11名と5名、16名の体制と言う事で、農業委員会の案としたいと思います。それでは、4番目、農業者年金加入推進部長の選定について、となっておりますけれども、事務局お願いします。

事務局： 資料3をご覧頂ければと思います。農業者年金の加入推進特別対策と言うのが鳥取県の農業会議が中心となってやっております、今現在第3期の中期目標と言う事で25年度から29年度までの計画でやっております、江府町の場合は毎年1名新たに加入推進してくださいと言う割り当てが来ているんですけども、その推進部長さんと言うのが日野郡3町で1名、資料3の3ページ目を見て頂きますと、今現在日南町、日野町、江府町で1名の割り当てに成っております、25年から27年、第3期計画の前期、当初は川上博久さんが出られておまして、後の残りを松原会長さんが27年度まで推進部長という事で任命されていらっしゃいました。この度新たに残り2年間を選任して下さいという農業会議からの依頼が有りまして、日野郡3町の事務局で事前に協議してもらいましたら、資料3の1ページに書いて有りますとおり、周り順番で今までしております、江府町の前は日野町、日野町の前は日南町と言う様な形で、この3地区を推進部長さんがそれぞれ交代で回っていたという過去の状況があります。ただ県の農業会議としましては、本来の趣旨からいえば、各市町村に1人は推進部長さんが居るのが本らの姿ではないか、という事もありまして、各市町村で選んでも良いですし、大山町のように旧村で3名とか、こういったやり方は各市町村さんで考えて頂ければ何名でも、という風に言っております。今の所事務局同士の話では、日南町さんが一番候補者も一番多くいらっしゃると言う事で、今まで通り日南町さんで回したら良いのではないかと事務局同士では話し合っておりますが、この辺りは皆さんのご意見を頂ければと思います。

議 長： 今説明が有りました様に暗黙の了解があつて、5年間のうち前期の3年間、後期の2年間、持ち回りでしていたと、27年までは私に成っていたんですが、28年からは暗黙の了解で言いますと、日南町さんに成っています、せっかくルールが有るのでそうして貰ったら良いのでは無いかという感じはするんですけども、どんなでしょうか。今江府町の年金加入者は70人くらいおられたね。

事務局： ちょっと減って69人です。

議 長： 米子市と境港市と日吉津で1名ですからね、各町村から1名出すなら出すしかないですけれども、代表で日南にお願いしますと、事務局から言ってもらいますか。

事務局： そういう事になりました。

議 長： それでよろしいですか。

委 員： はい（全員）

議 長： 続きまして、5番目の視察研修について、いろいろ議論を頂きたいのですが。事務局何か案が有ればお願いします。

事務局： 資料4をご覧頂ければと思います。前回の総会の時にも過去の、裏面に同じものを付けさせてもらっていますが、過去の視察先一覧をお渡しさせて頂きまして、ご検討を頂ければと言うお話をさせて頂きましたが、研修時期につきましては例年10月20日から25日辺り、2泊3日でされていらっしゃいまして、先程明德学園の日程とダブって出発式、申し訳なかったんですけども、10月のイベントを確認しましたら、1日がこどもの国保育園運動会、4日が鳥取県の高齢者健康運動会、18日が江府町の高齢者スポーツ大会という主なものが今現在決まっている日程の様でございます。申し訳ございませんが明德学園を私が全く頭に入れておりませんで、明德学園の定例会か何かまたイベントがある様でしたら、確認はしておきますが、10月の日程にはこの様なものがある様でございます。研修テーマにつきましては、これは事務局の案ですけども、新たな農業委員会に移行した、日南町や日野町の様な中山間地域の農業委員会に移行した、新体制の農業委員会様にどこかお話を聞きに行けたらいいのではないかという事と、全くこことリンクしていると思うんですけども、農地中間管理事業の農業委員会、農地の貸し借りですとか、遊休農地の利活用も含めて、そういった所で中山間地域で同じ様な状況の農業委員会様の活動がもし参考に成るような所が有りましたらそこら辺りも研修のテーマとして行かして頂ければどうかという風に事務局では思っております。研修先は自ずとテーマが決まれば、どこかというのは集約されると思うんですが、基本的

には2泊3日で貸し切りバスで行ける範囲以内、東は北陸、関西、南は四国、九州北部辺りがバスで行くのであればその辺りが限界という所でございます、予算的には1人当たり4万円、町の方で旅費の予算を頂いております、後足りない分につきましては、町長の方に要望するという事も有ろうかと思えますけれども、今のところ4万円という所でございます。裏面の方に先月お渡しした資料と同じなんですけれども、近年の視察先とテーマを付けさせてもらっています。出来ればテーマを絞って頂けると、来月の総会には具体的に工程の様な案を出させて頂ければと思います。日程につきましても、この辺りと言うので、どうしても視察先も相手先が有りますので、なかなかこちらの思うようには成らないかもしれませんが、その辺りでよろしければ、他のイベントとダブって無いか確認を致しまして。

- 5 番： 前回の会にもこのことで話たですけれども、農協の年金友の会の旅行が26日、27日だという事はこの間の会にも話してありますけれども。

議 長： 清水さん森林組合も何かありますよね。

- 9 番： うちには10月の11日の週に。

議 長： 11日の週ですか、それなら問題はないですね。

- 9 番： 20日の週にしてもらえたら問題ないです。

議 長： 研修について何かご意見はございませんか。2ページの裏の方にもずっと23年から書いて有ります様に、研修した結果が生きる様な形に成らなければならない、行きっぱなしではいけないので、23年のイノシン柵の視察は本当良い研修で帰ってからやりました。センチピートのだるま製紙の分も今試験をしていますし、そういう事で何かの参考にして、取り組んでいける物は、取り組んでいくと言う様な形が良いと思いますので、今回特に体制が、推進委員さんと農業委員さんの話になりますので、中山間の同じ様な所で、もうすでにやっておられる所に話を聞くのは大きなメリットだと思うんですが、他に何かテーマはございますか、もう1つ位どこか見て、例えば、この間言っておられた、下蚊屋ダムの水質の関係で、岡山にそんな所があるとか言われたですけれども。そこに行ってみるとか。

- 8 番： 聞いて見なければわかりませんが、どうしているか、たぶん手を付けていないと思う、あれだけの物が全部出来る訳がない。真庭ダムですけれども。あれは多分、ポンプは廻していたけれども、とてもではないけれども、あんなものでは追いつかないと思う。見て帰るだけでも勉強名に成るかもしれませんが。高梁市の担当に聞いて見て、うちも出て困るんですが、どういう風な事をしておられるか、ちょっと情報を集めない、私は

ただ見ただけなので。

13番： テーマの件ですけれども、兵庫県の養父町でなんだかトックとか言って、研修の方が
多い、いろんな事で注目を浴びている所が有るんですけれども、皆さんいろいろと研修
されるそうです、何とかトックと言って国から指定されて、なんだかで注目を浴びてい
る場所です。規模が江府町とは違ったはずですがそういった所も見てみれば。ど
うですか。

議長： コースも南に行くか、北に行くかで変わるんですけれども。途中で寄るという形で。

8番： はたしてこの委員会の中山間の農業のテーマとは関係がないかもしれませんが、
島根県の雲南町がいろんな事をしてしていますが、農業と関連がなければ出来ませんから、
鉦とか今テレビで宣伝はしているけれども、鉦と言ってもその地域の農業をなくしてそ
んな事は出来ませんから、ある意味で近い所でもあるし、島根県の雲南地域に焦点を絞
って、そして細かく勉強をすると言うか、研修するというのも1つの手かなと、前にイ
ノシシの関係では行きましたけれども、あの地域、今雲南は物凄く、出雲大社の関係も
有ったりしたんでしょうけれども、この間広島から三次から宍道を帰って来ましたけれ
ども、あそこに道路が出来た関係もあってか、うちらと雰囲気が違うなど、やる気とい
うか、もちろんそこは農業とは直接関係がないかもしれないけど、ご案内の通り神楽と
かも盛んですから、地域の郷土芸能をやりながら、そこでいろんなイベントをして、そ
れが全部が当たっているかどうかは分かりませんが、何にしても我々と同じ様に、
中山間の地域をどうやったら活性化できるか、その為のいろんな取り組みしていると言
うのを勉強するのも1つの手かなと思って、それがそのまま持っては来る事は出来ませ
んけれども、どういう考え方で、なぜそんな事をしているのか、住民の盛り上がりが違
うと思います。江府町で仮にそれをしようと思うと誰もしないと思う。

議長： 去年拠点何ですか、中山間の研究センターに行きましたが、関連があるかどうか。

8番： そういう事に関連はしているんでしょうけれども、全体的な取組が違います。そうい
う盛り上がりはどうやって持って行くか、基本的に農業委員会が農家にとってもっと信
頼がないといけないし、その為の責任も持たないといけないし、農業委員会は信頼、責
任、そう言った物がいかに農業者、あるいは地域の住民と繋がって行くかそこが一番大
事だと思っています。

13番： 雲南市は私も関係がりまして、今佐藤さんが言われる全くその通りですけれども、法
人がいろいろと沢山設立しているんです、あそこも法人されて、農業委員会の方もいろ
んな事で他地区からの研修先にそこを選ばれるのです。確かにいろんな事で脚光を浴び
ている箇所です。

8 番： そうすると、何が変わるかと言うと、全く関係のない東京や大阪の方からでも、ここでやりたいからと入って来る人もあるかもしれない、数は知れているけれども、そういう雰囲気、中にはサラリーマンをしているよりは、仮に給料が5分の1、3分の1に成ってもこっちの方が良いという人がおる訳です、そう結う事になる為には地域の盛り上げがなかったら成り立たないと思います。

13番： 確かに若い人が育っていますんで、それから農業委員会の方も下限面積が特段に広いので。

議長： どうでしょうか、確かに今回の案で、1つの案ですけれども、体制が変わった農業委員と推進委員の関係、日南に行けば良いのではないか、という事に成るんですけれども、他県の所が一つあるんですけれども、さっき言われた様に、地域おこしで特別な事をしておられる、さっきも言っておられました、養父町、そこの何かやっておられる所の1つのテーマで、コースですね、九州に行くのに大阪の方に有ったら困るので、例えば北陸ならばその途中で選ぶとか、いう事ですね。

13番： それからここに書いて有りますが、4月以降に新制度に移行した県外の所、こう言う所もうちとしては同じ様な規模で、どういう風な形で、農業委員がされているかと言うのを。

議長： 方向的には今までの結果を見ると、九州も行ったし、四国も行ったし、大阪も行ったし、京都も行きましたね、北陸辺り、福井とかどんなですか、あそこも中山間が多いですよ、福井は遠いですか。

7 番： 今高速が近くなって楽になりました。舞鶴から繋がったので。早くなりました。

議長： 一応、北陸方面で、さっき言ったような事を加味して、良い所を見つけてもらうという事にしますか。よろしいですか。

委員： はい（全員）

議長： という事で、方向は北陸方面で主体はあくまで農業委員と推進委員さんの関係を上手くやっておられる所を主体的に研修すると、後は養父とかトックで地域おこしをしておられるがコースに有れば寄ると、後プラス観光という事でよろしいですか、事務局の方で検討をよろしくお願いします。では6番、7番。

事務局： 来月の農業委員会の総会ですけれども、一先ず9月9日金曜日午前9時半という風に

させては頂いておりますが、稲刈り等の時期ですので、早めにというご意見を頂いている事もおありまして、もう1つはこれは事務局からのお願いですけれども、農地中間管理機構の天満さんに来ていただいて、その中間管理機構と農業委員さんとの調整とかそういう事についてお話を、この前の森井さんと同じような形でお願いが出来ればな、と考えておりますが、いかがでしょうか。

議 長： 今事務局から話がありましたけれども、前回の農業会議の森井さんに来て貰って、今回の改正の分を説明して貰ったんですが、それとは別に、中間管理機構これからも係が有るんですが、天満課長さん、あの方に来て貰って意見交換が出来ればいいけどなど、提案が有りました。もう1つ思っているのは、新しい町長と意見交換が出来たらいいけどなどと思うんですが、以前も竹内町長に来て貰いましたけど、タイミングもあるので、それは今すぐでなくても良いと思いますので。

事務局： 組織体制の。

議 長： 説明にこっちから行けば良い訳でしょう。ちょっと打診と言っておかしいんですけども、どうされますかという話、農業委員会としてはこういう案を持っていますと言う様な、諮問会議に文句を言ってまた議会や農協が出てしないといけない時にはそれでしないといけないと思うんで。どう言う考えをしているかという話は今度伺いますので。

8 番： 議長、その話はここでそれなりに決定したわけですから、農業委員会としてはこういう風に要望をしましょう、そういう事ですぐにされれば、しかしその場で町長も即答は出来る話ではないので、12月の予算編成の時くらいに、手当の問題も含めて、それくらいの時に機会を設けて貰えれば、それが良いと思います。

議 長： それではどうするんですか、当面この案を持って行って説明をするんですか。

8 番： この案は取り敢えず文章にしたものをきちんと持って行って、口頭で説明されて、我々の代表で会長が説明されれば良いのではと思います。そうすると、今言った様に即答は出来ませんから、多分、そうすると12月までは時間が有るので、2カ月、3カ月経った頃に話をさせてもらって、調整が出来れば良いと思います。

議 長： 分かりました、今日の総会で案が決まりましたので、これを持って行きます。新町長はどの辺まで行政的には知っておられますか。竹内町長は大分知っておられましたか。

局 長： この前、町長引き継ぎで、農業委員会の体制が変わってきて、という事は中には入れさせて頂きまして、昨日の中では入った話は出来なかったんですが、今日も1時間弱程農林産業課なりの話はさせて頂いたんですけれども、農業委員会の体制が変わってとう

いう事は、当然インプットはされておられるはずです。

議 長： それでは、次は。

事務局： 農業委員会の総会が早目が、9日とここには書いておりますが早目が良いと。

議 長： どんなですか、9日。

8 番： 出来たら9月の頭が良いけれど、遅くなると遅くなるだけ忙しくなる。

事務局： 中田さんや皆さんもそう言われましたし。

8 番： でしょ、見山さんいつ頃が目安。それでも10日前頃に成るでしょう。

2 番： 今月の終わりには入る様になる。

議 長： 日にちは9日、時間は8時30分、1時間早める、勉強会は10月に天満課長に来て
いただいて、次回農地相談会は29日1時30分。

事務局： この日程でよろしければさせていただきますけれども。中田さん、よろしいですか。

5 番： 1つだけ良いでしょうか、関係ない話ですけども、課長さんに聞いて見たらと思う
んですけども、蕎麦の事が新聞に載りましたが、何か情報で教えてもらえる事が有れ
ば。

局 長： 実はこの間企業版ふるさと納税という事で、個人ではなくて企業が納税をすると、今
までは1千万預ければ税制的に300万優遇があったのが、今度は600万優遇に成る
という事で、この間内閣府の方に出して、鳥取県では、鳥取県江府町の2つの部
落が認可されたわけなんですけど、中身の方はなかなかちょっと。

5 番： それもサントリー

局 長： サントリーさんも詰め切れてない部分が沢山ありまして、ただうちとしては、蕎麦の
方が大体、13ha位作付けされていて、その内11ha位は実際刈り取って、残り2
haが景観スパンと言う様な形で、という事で今後、担い手不足なり、高齢者になって
来ると、だんだん作付けが出来なくなる田んぼが出てくるのではないかという所で、蕎
麦でしたらある程度あまり手間が掛からずに、出来るのではないかという事で事業のプ
ランを作った所ですが、なかなか詳しい事までは出来ない所です。ただ今一番皆さんの

方に迷惑をかけている所はそば刈りの方です、実際江府町内、農業公社も機会を持っておりません、それで伯耆町なり日野町の方から蕎麦の機械を借りて刈って頂いている状況で、昨年は秋作業が長引いた関係もあって、非常に適期に江府町地内のそば刈りが出来なかったという所が有りまして、今年度は出来れば蕎麦の刈取、排油コンバイン、刈取の機械は取り敢えず入れる事が出来ればと言う所で、今後9月議会の補正の方に挙げさせてもらって、取り敢えず刈取が9月に出来て、蕎麦刈りから最終的には、蕎麦を使って6次なりそういう所まで発展できればと言う計画では有るんですけども、計画の方が非常に、極端に言いますと、徹夜をして作ったようなプランでして、中がうまく詰め切れてない部分が有るので、そちらの方は今後詰めて行きたいという事で、出来れば今の事業の方で蕎麦の排油コンバインの購入が出来て、適した時期に蕎麦の刈取が出来ればと言う様な状況です。

議 長： 新聞の元はどこから出された新聞で、あの新聞はまさに機会を買う様に書いて有りましたが。

局 長： 今年度は買う予定ではあります。只あくまでも予定でして、9月の議会に会して予算組をして、それからサントリーさんの方から現収で頂くという方の確認なり、

6 番： 加工施設ははっきりしていないんですね。

局 長： なかなかそこまでは、本当はしたいのはしたいですけども。そこまでは、中身的には詰め切れてない所が現実です。そういう加工施設なり最終的には、乾燥から粉までして、それから蕎麦粉を基に道の駅とかいろんな所で蕎麦を使った特産品とかと言うのが出来れば一番いいのかなと思う所でおります。

6 番： 余談ですいません。

議 長： そういう事で、私も蕎麦の種を刈って来まして、撒きますんで。いつも日野の公社から来てもらって刈るんですけども、出来たら町内でやってほしいなと思います。

時間も過ぎましたので以上で終わりにしたいと思います。何かどうしてもという事はありますか、よろしいですか。

委 員： はい（全員）

議 長： では以上を持ちまして第26回農業委員会総会を終わりたいと思います。

平成 年 月 日

署名委員 3 番委員

署名委員 6 番委員